

(財)JBDF東北ブロック規約施行規則

平成 19 年 2 月 4 日 制定

(目的)

第1条 この規則は、財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下「連盟」という) 東部総局東北ブロック(以下「本ブロック」という)規約により、理事会において定めるべきものとされた事項並びにその他本ブロックの組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(入会)

第2条 規約「第7条」の規定に基づき、支局に入会を承認された会員の氏名は、会員名簿に登録される。

(名誉会員の推薦)

第3条 ボールルームダンスの発展に多大な寄与をした者や学識経験者の中から、本ブロックに特に功績があったと認められる者につき、理事会が推薦する。

(賛助会員の推薦)

第4条 ボールルームダンスに理解のある者で、本ブロックの事業の推進を積極的に援助してくれた者につき、理事会が推薦する。

(退会)

第5条 支局に退会届を提出して退会を認められた者のほか、規約「第9条」及び「第10条」により資格を喪失した者は、会員名簿から削除する。

(入会金及び会費)

第6条 会員の入会金及び会費は、当分の間これを徴収しない。

(役員報酬等)

第7条 規約「第19条」に定める常勤役員が選任された場合、その給与については理事会において審議し、総会の議決を経て支給することができる。

2. 役員に対する費用の弁償については実費精算を原則とし、その額については別に旅費規程で定める。

(代議員の選任)

第8条 代議員は各県会員の中から3名選任し、本ブロックに報告する。

(総務部)

第9条 総務部は、本ブロックの総務全般の業務を行う。本ブロックの事務局は総務部内に置き、会計についても総務部が分掌する。

2. 総務部長は理事会により選任され、会長が任命する。
3. 総務部には、副会長 1 名が担当副会長として配属される。
4. 総務部の行うべき業務については、別に総務部規定を定める。

(事業部)

第 10 条 事業部は、本ブロックの事業のうち、競技部が所管する以外の事業を分掌する。

2. 事業部長は理事会により選任され、会長が任命する。
3. 事業部には、副会長 1 名が担当副会長として配属される。
4. 事業部の行うべき業務については、別に事業部規定を定める。

(競技部)

第 11 条 競技部は、本ブロックの事業のうち、競技会の開催に関する事業を所管する。

2. 競技部長は理事会により選任され、会長が任命する。
3. 競技部には、副会長 1 名が担当副会長として配属される。
4. 競技部の行うべき業務については、別に競技部規定を定める。

(審査部)

第 12 条 審査部は、競技会における審査員の入会と資格に関する事項を分掌する。

2. 審査部長は理事会により選任され、会長が任命する。
3. 審査部には、副会長 1 名が担当副会長として配属される。
4. 審査部の行う業務については、別に審査部規定を定める。

(資格審議部)

第 13 条 資格審議部は、講師及び試験委員の認定並びに各種資格認定に関わる業務及び会員管理に関する業務を分掌する。

2. 資格審議部長は理事会により選任され、会長が任命する。
3. 資格審議部には、副会長 1 名が担当副会長として配属される。
4. 資格審議部の行う業務については、別に資格審議部規定を定める。

(支局分担金)

第 14 条 本ブロックには、各県均等な分担金を納入するものとする。

(資産の管理)

第 15 条 本ブロックの資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

2. 現金は、金融機関に預け入れるなど確実な方法により保管しなければならない。

(備付帳簿および書類)

第 15 条 本ブロックの事務局に、次の各号の書類及び帳簿を備えるものとする。

- ①規約及び諸規定。
- ②会員名簿および会員の異動に関する書類
- ③役員名簿、代議員名簿
- ④支局名簿
- ⑤事務局員名簿および履歴書
- ⑥財産目録、資産台帳及び各企業との契約書等
- ⑦総会、理事会の議事録及び定款に定める会議の議事に関する書類。
- ⑧その他、必要な帳簿および書類

(補則)

第 16 条 東北総局規約及びこの規則に定めることのほか、本ブロックの事業の実施に必要な事項及びこの規則の実施に必要な事項は、理事会の議を経て会長が定める。

附 則

1. この規則は、平成19年4月1日から施行する。(平成 19年2月4日制定)